６．収益認識関係

当機構は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当機構の一定の事業等のまとまりごとの区分は、水資源開発施設等の管理業務、ダム等建設業務、用水路等建設業務、法人共通です。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における会計基準第86における収益は、3,484,845,154円、132,906,057円、18,726,940円及び486,329,144円です。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、420,081,524円であり、当機構は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて令和７年度までの間で収益を認識することを見込んでいます。なお、当該事業年度中に認識された収益のうち、過去の期間に充足された履行義務に係る金額は重要ではありません。

未収金のうち、契約資産（受託業務における契約について、当機構が請求を行っていない業務の進捗に係る対価）及び顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりです。

契約資産　33,682,114円

顧客との契約から生じた債権 1,528,494,149円

受託業務前受金は、主に受託業務における契約について、顧客から受け取った前受金等であり、その全額が契約負債です。

７．重要な債務負担行為

77,835,948,734円

８．固有の表示科目の内容

事業用固定資産

固定資産のうち独立行政法人水資源機構法第２条第２項に規定する水資源開発施設及び同条第３項に規定する愛知豊川用水施設（これらに附帯する施設を含む。）に係るものを事業用固定資産として表示しております。

割賦元金

独立行政法人水資源機構法施行令の規定に基づき15～30年間（当期償還を開始する事業に係る分については、負担者との協議及び主務大臣の認可未了のため未確定。）で分割回収する建設事業の負担金の債権残高を割賦元金として表示しております。

資産見返仮勘定

事業用固定資産の建設中において、負担者の負担に帰すべきものとして負担者及び金額が確定したときの割賦元金相当額（建設利息を除く。）を資産見返仮勘定として表示しております。

預り補助金等及び長期預り補助金等

資産見返補助金等及び建設仮勘定見返補助金等

補助金等収益、資産見返補助金等戻入及び建設仮勘定見返補助金等戻入

補助金等の範囲については、独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令第６条の規定によっております。

なお、上記の規定については、重要な会計方針９を参照して下さい。

長期預り発電設備負担金

発電設備の点検・更新等を行うために、当該事業年度の精算により受け入れ超過となった利水者等の負担金のうち、売電収入に係る予算額を超過した売電収入相当額を長期預り発電設備負担金として表示しております。

長期預り施設更新負担金

事業用固定資産の修繕・更新等を行うために、特別修繕工事計画により負担者等から受け入れる負担金相当額を長期預り施設更新負担金として表示しております。

災害復旧事業費及び災害復旧事業収入

独立行政法人水資源機構法第12条第１項第３号に規定する災害復旧工事に要した費用とこれに対応する収益を災害復旧事業費及び災害復旧事業収入として表示しております。

海外調査等業務費及び海外調査等業務収入

独立行政法人水資源機構法第12条第２項に規定する海外調査等業務に要した費用とこれに対応する収益を海外調査等業務費及び海外調査等業務収入として表示しております。

９．事業完了に関する事項

香川用水施設緊急対策事業については、令和７年３月26日に香川用水施設に関する施設管理規程の変更が認可され、同年４月１日より独立行政法人水資源機構法第12条第１項の規定により完成した改築施設の操作、維持、修繕その他の管理を行っております。

10．重要な後発事象

該当事項はありません。

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第８号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、車両制限令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和７年８月29日　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長　高松　勝

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道475号	岐阜県本巣市三橋字三本木25番18から 岐阜県揖斐郡大野町大字下磯字宮前212番１まで

２　指定する期日　令和７年８月30日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。